



東京都テニス事業協会 規約

2019年5月28日 改訂

東京都テニス事業協会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東京都テニス事業協会 (TOKYO TENNIS INDUSTRY ASSOCIATION。略称「TTIA」) と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、(公社)日本テニス事業協会(以下、JTIAという)の地区組織として、テニス事業に関する調査及び研究、指導及び広報、セミナー、研修会等の開催、普及及び啓発、苦情処理等を行うことにより、テニス事業の健全な発展を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) テニス事業に関する調査及び研究
- (2) テニス事業に関する優秀な経営者並びに管理者の養成
- (3) テニス事業に関するセミナー、研修会等の開催
- (4) テニス事業に関する普及及び啓発
- (5) テニス事業に関する苦情処理等
- (6) テニス事業に関する内外関係機関等との交流、協力及び支援
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本国内外において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、登録所在地が東京都である JTIA 正会員で、テニス事業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

3 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものと

する。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、正会員にあってはJTIAへの入会をもって本会への入会とする。

- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合には、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。ただし、正会員にあってはJTIAへの変更届をもってこれに替えることができる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、正会員にあってはJTIAへの退会届をもってこれに替えることができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合（退会、除名）のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 会員が死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である法人又は団体が解散し又は破産したとき。
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
- (5) JTIAの会員資格を失ったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、この規約で定める事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 規約の変更
- (4) 決算報告書の承認
- (5) 入会の基準及び会費並びに入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとしてこの規約で定める事項

(種類及び開催)

第14条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に1回開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員、もしくは監事全員から総会の目的たる事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、前条第2項の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決議)

第19条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の

決するところとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 規約の変更
 - (4) 解散
 - (5) 合併
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第15条3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

(書面による議決権行使及び議決権の代理行使)

- 第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証明する書面を総会ごとにあらかじめ提出しなければならない。
 - 3 書面により議決権を行使するときは、正会員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
 - 4 第1項及び第3項の場合における第18条(定足数)及び第19条(決議)の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 出席した構成員の数
 - (4) 決議事項
 - (5) 議事の経過の概要
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人が記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上20人以内
 - (2) 監事2人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を会長、1人以上3人以内を副会長とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから、総会の決議によって選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては1人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、その職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、定時総会を含む会議において監査報告を行う。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除又は限定)

第29条 本会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第30条 本会に、顧問3人以内及び参与5人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会において任期を定めたいうえで選任する。
- 3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び参与の職務)

第31条 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べるができる。

- 2 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答えることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によって各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面により、理事会の10日前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の数
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の概要

(理事会運営規程)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、この規約の定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書、については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て次の定時総会に報告する。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、JTIA 事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 決算報告書

2 前項の書類のほか、次の書類を JTIA 事務所に5年間備え置くとともに、規約及び会員名簿を主た

る事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

第8章 規約の変更及び解散等

(規約の変更)

第43条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第44条 本会は、総会の決議によって、他の団体との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び全部の廃止をすることができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議で定められた事由により解散する。

- 2 本会はJTIAが解散し又は破産したとき解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て決定する。

第9章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第47条 本会は、理事会の決議により委員会及び部会を設けることができる。

- 2 委員会及び部会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 各委員会には委員長を置く。委員長は、理事会の決議を得て、会長が任免する。
- 4 各部会には部会長を置く。部会長は、理事会の決議を得て、会長が任免する。
- 5 委員会及び部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 本会に事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が任免し、職員は、事務局長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第11章 補足

(備付け書類及び帳簿)

第49条 本会は、主たる事務所に、次の各号に掲げる書類を備え、保管しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員の名簿
- (4) 第41条の書類 (事業計画・予算)
- (5) 第42条第1項の書類 (事業報告・決算書類)
- (6) 監査報告書
- (7) 規約に定める機関のうち、理事会及び総会の議事に関する書類

(細則)

第50条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附則

1. 本規程は平成4年5月7日より施行する
2. 本規程は平成22年5月20日より改訂し施行する
3. 本規程は平成25年5月28日より改訂し施行する
4. 本規程は平成28年5月28日より改訂し施行する
5. 本規程は2019年5月28日より改訂し施行する。